給与所得者異動届出書（特別徴収継続）の記入例

＊転勤先や新しい事業所でも引き続き特別徴収となる場合

年税額
120,000円

月割額	
6月	10,000
7月	10,000
8月	10,000
9月	10,000
10月	10,000
11月	10,000
12月	10,000
1月	10,000
2月	10,000
3月	10,000
4月	10,000
5月	10,000

株式会社なんじょう〇〇が徴収した分（徴収済分）

有限会社〇〇なんじょうが徴収する分

給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。　右の※印の欄には記入しないでください。

※CD
※処理日：現年度 / 新年度 / 両年度

令和 〇 年 〇 月 〇 日
南城　市長殿

給与支払（特別徴収義務者）
住所（居所）又は所在地：〒901-1292 沖縄県南城市大里字〇〇〇〇番地
フリガナ：カブシキガイシャ　ナンジョウ〇〇
名称：株式会社　なんじょう〇〇　印
個人番号又は法人番号：1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

特別徴収義務者指定番号：123456789
宛名番号（注1）：1
連絡者：係：総務課　給与係／氏名：南城　一郎／TEL：（098）〇〇〇－〇〇〇〇（内線）

給与所得者（異動者）

フリガナ	ナンジョウ　タロウ	生年月日
氏名	南城　太郎	S〇年〇月〇日
受給者番号		
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
1月1日現在の住所	沖縄県南城市大里字〇〇〇〇番地	
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所：同　上	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）
120,000 円	6 月分から 10 月分まで 50,000 円	11 月分から 5 月分まで 70,000 円

異動年月日：R〇年〇月〇日
異動の事由：1. 退職　2. 転動　3. 休職　4. 長欠　5. 死亡　6. 会社解散　7. 住所誤報
異動後の未徴収税額の徴収：A. 特別徴収継続　B. 一括徴収　C. 普通徴収
（Cを〇で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を〇で囲んでください。）

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※南城市より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は　　月分で納入する（　　月　　日納入）

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額（ウ）と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号：987654321

新特別徴収義務者
所在地：南城市玉城字〇〇〇〇番地
フリガナ：ユウゲンガイシャ　〇〇ナンジョウ
名称：有限会社　〇〇なんじょう　印
個人番号又は法人番号：3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
連絡者：係：会計課／氏名：南城　花子／TEL：（０９８）〇〇〇－〇〇〇〇（内線）

月割額 10,000 円を 11 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
2,000,000 円	0 円
社会保険料額	勤続年数
130,000 円	1 年 2 カ月

一括徴収しない場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他　　理由（　　）

ご注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

転勤元事業所〈赤文字の部分を記入〉 → 転勤先・新事業所〈青文字の部分を記入〉 → 南城市役所税務課へ郵送または窓口で提出